

ねこにエサだけあげていませんか

おなかをすかせたねこにエサをあげることは、それ自体は優しい気持ちがあっけり、けっして悪いことではないと思います。

しかし、ちょっと待ってください!!

エサをもらっているねこは栄養状態がよくなり、子ねこをたくさん産むようになります。その結果、狭い地域にねこが密集し、病気をもらったり、交通事故にあう危険性が高くなります。また、ご近所の方は、増えてしまったねこの糞尿などでお困りです。

エサをあげているのは、あなただけではないかもしれません。

し かし

**あなたがエサをあげている、そのねこたちは本当に幸せですか？
かわいそうなねこを増やすことにはなっていないませんか？**

1頭のメスから…



1年半でこんなに…

 不妊手術をしていただいている、あなたへ

それ以上“のらねこ”が増えないことを望んで手術をして頂いていることと思います。

しかし、ねこたちはどこで糞尿をしているのでしょうか？ 迷惑している人が近くにいませんか？

 定期的に地域の清掃をしていただいている、あなたへ

ここまでやっていただいて、ありがとうございます。しかし、一人では大変ではないですか？ もし、地域で合意を得られるのであれば、ルールを作ってみませんか？

また、ねこにエサをあげている場所には、捨てねこが持ち込まれることが多いです。**ねこを捨てること・傷つけることは犯罪**です。警察にも相談してみてください。

**適切にエサやりをしているつもりなのに、困ったことがあったら…
ぜひ一度、動物指導センターにご相談ください。**

堺市保健所 動物指導センター



〒590-0013

堺市堺区東雲西町1丁8番17号

TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156

URL http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_hoken/doubutu/index.html

Email doshi@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-H2-11-0373



ねことの正しいつきあいかた

かわいそうなねこを増やさないために・・・



「ねこに庭や家屋を荒らされた」

「鳴き声がうるさい」

「糞尿で汚された」

などの苦情や相談が増加しています。

これらは飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できます。

無責任な飼育は近隣の人々に迷惑をかけるばかりでなく、ねこにとっても不幸なことです。

堺市では、ねこを正しく飼っていただくために、「動物の愛護及び管理に関する法律」により指導・啓発しています。



人と動物が共存するうるおいのある社会へ

ねこを飼うときは・・・

1 ねこの習性を知っておきましょう

ねこの習性を理解することにより、正しく飼育することができます。
ねこの習性は次のようなものがあります。

- ・ 夜行性である
- ・ 警戒心が強く、防御的である
- ・ 単独生活が好き
- ・ 拘束されることを嫌う
- ・ 動くものを追いかける
- ・ 木や高いところに登る
- ・ 爪とぎをする
- ・ きれい好きで身体や居場所を汚さない
- ・ 糞を埋める



2 ねこは室内で飼育できます

ねこは特に広い生活空間を必要としないので、室内飼育にしてもストレスになることはありません。習性を生かし、上下運動が出来るようにしてあげましょう。

☆ 屋外に出してしまうと、次のようなキケンがあります。

- ・ 交通事故にあう
- ・ 他のねこけんかをして、けがをしたり、病気をもらう
- ・ メスを求めて放浪する／子ねこを作って帰ってくる
- ・ ご近所トラブルの原因になる
(具体例：糞尿がくさい・車に傷をつけられた・家の中や庭木を荒らされた)

※ 一頭で退屈しているようなら、もう一頭仲間を増やすことも一つの方法です。

3 子ねこを望まないのであれば、不妊手術を受けさせましょう

ねこは早ければ生後6ヶ月ほどで性成熟し、子ねこを産めるようになります。
また、年1～3回発情し、一回の出産で3～6匹程度の子ねこを産みます。
飼えない子ねこが産まれないように、
不妊手術（メスには避妊手術・オスには去勢手術）を受けさせましょう。

不妊手術の利点

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| メス | オス |
| ・ 出産がないため、体力の消耗が少なくなる | ・ メスをめぐりけんかがなくなる |
| ・ メス特有の病気（子宮蓄膿症など）がない | ・ おとなしくなる |
| ・ 発情期特有の鳴き声がなくなり、オスが近づかなくなる | ・ 尿かけ（スプレー行動）がなくなる |
| | ・ 発情期にメスを求めての放浪や特有の鳴き声
がなくなる |

責任をもった飼い方を

1 捨てねこの防止

ねこを捨てたり、傷つけたりすることは、犯罪です。

- 遺棄：50万円以下の罰金
- 殺傷：1年以下の懲役または100万円以下の罰金

捨てられたねこは“のらねこ”となりゴミをちらかすなどの近隣の迷惑になります。
また、交通事故にあったり、カラスなどに襲われ命をなくします。

2 室内飼育のしつけ

いったん外に出てしまったねこは外に出たがります。

しかし、根気よく室内飼育のしつけをしましょう。

どうしても外に出したいのであれば、リードをつけて散歩させてあげましょう。

3 所有者明示のお願い

室内で飼育していても、いつなごとき脱走してしまうか分かりません。
必ず首輪をつけ、おうちが分かるように名札をつけておきましょう。

また、脱走して帰って来なかったら、動物指導センターとお近くの警察署
(交番)に届出をしましょう。

※ 保健所がいわゆる“のらねこ”を捕獲することはありません。

ただし、道路等公共の場所で“負傷したねこ”は保護する場合があります。
死亡したねこは、環境事業部 環境業務課 (TEL 228-7429) が引取・回収します。

4 飼いねこは管理できる数にする

ねこは単独行動を好む動物です。

飼育は管理できる数にしましょう！

- ※ 多頭飼育は、ねこ同士ストレスになります
- ※ 縄張り争いをし、鳴き声等により近隣の迷惑になります。

飼えなくなってしまったら・・・



終生めんどうをみるのが原則です。どうしても飼えなくなったら、まず、
新しい飼い主をさがしてください。それでも見つからないときは、動物指
導センターで引き取ることもできます(有料)。

引取曜日：月・水・金曜日(年末・年始・祝祭日を除く)

引取時間：午前9時～正午